

鎌倉市本庁舎広告パネル事業仕様書

1 目的

本仕様書は、鎌倉市本庁舎（以下「本庁舎」という。）において、広告及び鎌倉市（以下「市」という。）の行政情報等を掲載したパネル（以下「広告パネル」という。）を設置するとともに本庁舎及び各支所において、広告付き地図ペーパー（以下「地図ペーパー」という。）を提供する事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

(1) 広告パネル

本庁舎 1 階正面横

別紙「広告パネル設置場所案内図」及び「広告パネル設置位置図」のとおり

(2) 地図ペーパー

本庁舎及び各支所

なお、詳細については、市が指定する場所とする。

3 設置期間

令和 7 年（2025 年）7 月 1 日から令和 12 年（2030 年）6 月 30 日まで（60 か月）

なお、設置期間には広告パネルの設置及び撤去作業に必要な期間を含むものとする。

4 広告パネルの規格、デザイン等

(1) 地上高 1800mm 程度×幅 2800mm 程度×奥行 250mm 程度とすること。

(2) 広告パネルにおける広告掲載枠については、全体の 50%程度までとすること。

(3) 現在の本庁舎内の景観を著しく損なわないデザインとすること。

(4) 庁舎案内（フロア図等）を含む行政情報に係る内容をパネルに取り入れること。なお、内容は年に 1 度全面更新を行い、その他においても変更があった場合は修正を行うこと。いずれの場合においても、設置事業者（以下「事業者」という。）の負担によるものとする。

(5) 事業者は、広告パネルの設置に際し、場所及び構造について施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにするとともに、広告パネルの破損等により、施設利用者等に危険を生じない方法により設置するものとする。

5 地図ペーパーについて

事業者は地図ペーパーを提供し、本庁舎及び各支所における地図ペーパーの配架及び補充については市が行うものとする。

なお、部数については、双方協議の上決定するものとする。

6 費用負担

- (1) 広告パネル本体及び地図ペーパーの設置、撤去、運営及び維持管理に必要な経費（電気料等）、広告主の募集、広告等の制作など本事業の実施に係る費用のすべてを事業者の負担とする。
- (2) 地図ペーパーの作成、印刷及び提供に係る費用のすべてを事業者の負担とする。

7 納付に係る事項

- (1) 契約額（以下「広告料」とする。）

落札者（事業者）が入札した広告料の金額（月額）の設置期間の総額を契約額とし、契約を締結する。

- (2) 納付するもの

- ア 広告料
- イ 行政財産の目的外使用料
- ウ 電気料

8 広告パネルの設置及び地図ペーパーの提供に係るその他注意事項

- (1) 事業者は、広告パネルの設置、撤去、清掃、地図ペーパーの作成、掲載する広告等の変更作業等を行う場合は、事前に市と日程調整をするものとする。
- (2) 事業者は、本事業の実施に伴い、市の指定した期日までに広告料、行政財産の目的外使用料及び電気料を納付するものとする。納付書は市が用意するものを使用し、行政財産の目的外使用料及び電気料の金額は市が算出するものとする。
- (3) 事業者は、広告パネルが毀損、汚損、紛失等した場合は、ただちに復旧等の適切な措置を講ずるものとし、その経費は事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、次に掲げるときは、事業者の負担により、ただちに広告パネルの撤去及び地図ペーパー等の処分を行い、原状に回復しなければならない。
 - ア 行政財産の目的外使用許可が取消しとなったとき。
 - イ 本事業の契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたとき。
- (5) 事業者は、広告パネルの設置及び広告等の制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

9 市との協議及び広告主、広告内容等の承認

事業者は、当該事業の実施に際し、広告パネルの仕様、施行管理方法、実施体制、スケジュール、広告パネル及び地図ペーパーの運用並びに広告等の内容に関する事項について、あらかじめ市と協議し、その承認を受けるものとする。

また、事業者は、広告主の選定及び広告内容について、必要な資料等を市の指定す

る期日までに提出し、市の審査を受け、その承認を受けるものとする。なお、広告内容の承認については、鎌倉市広告掲載基準の規定に基づき行うものとする。

10 広告内容等の修正

市は、広告の内容等が本事業として適正でないと認められるときは、いつでも事業者に対し、広告内容等の修正を求めることができるものとする。また、行政情報等に変更があった場合についても修正を求めることができるものとする。これらの場合において、修正等に係る経費は事業者の負担とする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、鎌倉市広告掲載要綱及び鎌倉市広告掲載基準によるものとする。